

「送信可能権侵害」発信者情報開示請求事件：東京地裁平成31(ワ)2629・令和1年6月20日（民47部）判決〈請求認容〉

【キーワード】

送信可能権（著作権法23条）

【主 文】

- 1 被告は、別紙対象目録の「原告」欄記載の各原告に対し、それぞれ対応する同目録の「日時」記載の日時頃に「IPアドレス」欄記載のアイ・ピー・アドレスを使用してインターネットに接続していた者の「発信者情報」欄記載の各情報を開示せよ。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

【事案の概要】

本件は、レコード制作会社である原告らが、自らの製作に係るレコードについて送信可能化権を有するところ、氏名不詳者において、当該レコードに収録された楽曲を無断で複製してコンピュータ内の記録媒体に記録・蔵置し、インターネット接続プロバイダ事業を行っている被告の提供するインターネット接続サービスを経由して自動的に送信し得る状態にして、原告らの送信可能化権を侵害したことが明らかであると主張して、被告に対し、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（以下「プロバイダ責任制限法」という。）4条1項に基づき、上記氏名不詳者に係る発信者情報の開示を求める事案である。

1 前提事実

(1) 原告らの送信可能化権（甲3，7，11，15，弁論の全趣旨）

別紙対象目録の「原告」欄記載の各原告（日本コロムビア株式会社、株式会社バンダイナムコアーツ、キングスレコード株式会社）は、それぞれ対応する同目録の「実演家」欄記載の各実演家が歌唱する「楽曲」欄記載の楽曲等を録音したレコード（以下「本件各レコード」という。）を製作し、「CD（商品番号）」欄記載の音楽CDに収録して「発売年月日」欄記載の日に日本全国で発売した者であって、本件各レコードについて、レコード製作者の送信可能化権（著作権法96条の2）を有する。

(2) 被告（ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社）は、一般利用者に対してインターネット接続プロバイダ事業等を行う特定電気通信役務提供者（プロバイダ責任制限法2条3号）であり、別紙対象目録の「IPアドレス」欄の各アイ・ピー・アドレスを管理している（当事者間に争いが無い）。

2 争点及びこれに対する当事者の主張

- (1) 本件各レコードの送信可能化権を侵害されたことが明らかであるか（争点1）
- (2) 発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があるか（争点2）

【判 断】

1 争点1について

(1) 証拠(甲2, 6, 10, 14, 19)によれば, 次の事実が認められる。

ア 株式会社クロスワープ(以下「クロスワープ」という。)は, 別紙対象目録の「日時」欄記載の各日時頃, プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会によりP2P型ファイル交換ソフトの利用者のアイ・ピー・アドレス等を特定する方法として信頼性が認められると認定された「P2P FINDER」というシステム(以下「本件システム」という。)を使用して, P2P型ファイル交換ソフトであるShare(以下「本件交換ソフト」という。)を介して公開されている音楽ファイルを監視していた。

本件システムは, 設定されたキーワードに基づき, 本件交換ソフトを介して公開されている音楽ファイルの中からそのキーワードを含む音楽ファイルを検索し, その音楽ファイルが検出された場合には, ダウンロード先のアイ・ピー・アドレス等の当該ファイルに関する情報を自動的に取得してダウンロードを要求し, 当該ファイルを自動的にダウンロードすることにより, 市販されている音楽CDの音源が本件交換ソフトを介して公開されていないかを監視するものである。

イ クロスワープが本件システムにより検索した結果, 別紙対象目録の「ファイル名」欄記載の各ファイルが検出され, それぞれ対応する同目録の「日時」欄記載の日時頃, 同ファイルのダウンロードが完了した。上記各ファイルのダウンロード先のアイ・ピー・アドレスは, それぞれ対応する同目録の「IPアドレス」欄記載のアイ・ピー・アドレスであった。

クロスワープは, 上記各ファイルを他のファイルとともにDVD-Rに記録し, そのDVD-Rをそれぞれ対応する同目録の「原告」欄記載の各原告の担当者に交付した。

上記担当者が上記各ファイルを再生して記録されている音楽を聴取した結果, 上記各ファイルには, 本件各レコードに録音された楽曲を複製した音楽が記録されていることが確認された。

(2) 前記前提事実及び上記(1)によると, 被告から別紙対象目録の「IPアドレス」欄記載のアイ・ピー・アドレスを割り当てられた氏名不詳者が, インターネットに接続し, それぞれ対応する同目録の「日時」欄の日時頃, 本件交換ソフトを介して「ファイル名」欄記載のファイルを公衆からの求めに応じて自動的に送信し得る状態にしたことによって, 「原告」欄記載の各原告が有する本件各レコードの送信可能化権を侵害したことが認められる。

2 争点2について

上記1(2)によれば, 被告は, 被告からアイ・ピー・アドレスを割り当てられた氏名不詳者による本件各レコードの送信可能化権侵害との関係において, プロバイダ責任制限法4条1項の「開示関係役務提供者」に当たるところ, 原告らが同侵害に基づく差止請求権や損害賠償請求権を行使するためには, 上記氏

名不詳者に係る発信者情報（氏名（又は名称），住所及び電子メールアドレス）の開示を受ける必要があるから，原告らにはその発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があると認められる。

3 結論

以上によれば，原告らの請求はいずれも理由があるから，これらを認容することとして，主文のとおり判決する。

【論 評】

1. 本件は、著作権法23条における公衆送信権を侵害するとして、レコード製作会社の原告らが、当該レコードに収録された楽曲を無断で複製して、コンピュータ内の記録媒体に記録・蔵置し、インターネット接続プロバイダ事業を行っている被告に対し、プロバイダ責任制限法4条1項に基づき、上記氏名不詳者に係る発信者情報の開示を求めた事案であり、訴訟事件としては珍しい。

2. 争点1の原告らは、本件各レコードの送信可能化権が侵害されたことは明らかであることについては、被告から別紙対象目録の「IPアドレス」欄記載のアイ・ピー・アドレスを割り当てられた氏名不詳者が、インターネットに接続し、それぞれ対応する同目録の「日時」欄の日時頃、本件交換ソフトを介して「ファイル名」欄記載のファイルを公衆からの求めに応じて自動的に送信し得る状態にしたことにより、「原告」欄記載の各原告が有する本件各レコードの送信可能化権を侵害したことが認められたのである。

この事実関係については、裁判所においても、原告提出の証拠を確認して理解したのであろう。

3. 争点2は、被告は、被告からアイピーアドレスを割り当てられた氏名不詳者による本件各レコードの送信可能化権侵害との関係において、プロバイダ責任制限法4条1項の「開示関係役務提供者」に当たるから、原告らが同侵害に基づく差止請求権と損害賠償請求権を行使するためには、氏名不詳者に係る発信者情報（氏名又は名称），住所等の開示を受ける必要があるから、原告らにはその発信者情報の開示を受けるべき正当な理由がある、と裁判所は認定したのである。

〔牛木 理一〕

(別紙)

〔対象目録〕

番号	1	2
原告	日本コロムビア株式会社	株式会社バンダイナムコアーツ
日時	平成30年9月8日 3時24分45秒	平成30年9月4日 21時51分43秒
IPアドレス	(省略)	(省略)
発信者情報	氏名(又は名称), 住所 及び電子メールアドレス	氏名(又は名称), 住所 及び電子メールアドレス
ファイル名	[EAC] [150729] THE IDOLM@STER CINDE RELLA MASTER Abs olute NIne (FLAC+ CUE). rar	[EAC] [160323] TVアニ メ「おしえて!ギャル子ちゃん」主 題歌「YPMA☆GIRLS」+キ ャラソン/和氣あず未, 富田美憂, 高橋未奈美. rar
実演家	THE IDOLM@STER CINDERELLA GIRLS	ギャル子(和氣あず未), オタ子(富 田美憂), お嬢(高橋未奈美)
楽曲	Absolute NIne	YPMA☆GIRLS
CD (商品番号)	THE IDOLM@STER C INDERELLA MASTER Absolute NIne (COCC-17056)	YPMA☆GIRLS (LACM-14464)
発売年月日	平成27年7月29日	平成28年3月23日

番号	3	4
原告	キングレコード株式会社	株式会社バンダイナムコアーツ
日時	平成30年9月4日 22時1分26秒	平成30年9月1日 7時35分16秒
IPアドレス	(省略)	(省略)
発信者情報	氏名(又は名称), 住所 及び電子メールアドレス	氏名(又は名称), 住所 及び電子メールアドレス
ファイル名	[MP3](アニメ)(アニソン) シ ドニアの騎士 第九惑星戦役 OP テーマ「騎士行進曲」/angel a(320K).rar	Fate/kaleid liner r プリズマ☆イリヤ ツヴァイ ヘルツ!」OPテーマ「ワンダース テラ」/fhana(FLAC+C UE).rar
実演家	angel a	fhana
楽曲	騎士行進曲	ワンダーステラ
CD (商品番号)	騎士行進曲 (KICM-3289)	ワンダーステラ (LACM-14378)
発売年月日	平成27年4月29日	平成27年8月5日

番号	5
原告	株式会社バンダイナムコアーツ
日時	平成30年9月13日 4時51分11秒
IPアドレス	(省略)
発信者情報	氏名(又は名称), 住所 及び電子メールアドレス
ファイル名	[EAC] [シングル] TVアニメ 「Fate kaleido liner プリズマ☆イリヤ ドラ イ!!」OPテーマ 「Asterism」/ちょうちょ [160727](wav).rar
実演家	ちょうちょ
楽曲	Asterism
CD	Asterism (LACM-14514)
(商品番号)	平成28年7月27日